

情報誌 たかぎ

ホームページアドレス <http://www.vill.takagi.nagano.jp/> 電子メールアドレス info@vill.takagi.nagano.jp



8月15日 たかぎふるさと祭り

今年20周年を迎えたこの夏祭りですが、好天に恵まれ、多くの人出でにぎわいました。

今月号の主な内容

■ 広報たかぎ

- ・地域エネルギービジョン委員会発足 … 2面
- ・ご長寿お祝い申し上げます … 3面
- ・役場庁舎耐震改修終了 … 4・5面
- ・国民健康保険にご加入の皆さんへ … 6面
- ・きれいな水を未来まで … 7面

・村職員の給与等の公表 … 8・9面

- 健康アップPPK … 12面
- 学校だより 喬木中学校 … 13面
- 交流センター便り … 14面
- ひなたぼっこ … 15面
- オフトークたかぎ … 16面

2007
10
October

長 寿 者				
	順位	氏 名	年齢	地区名
女 性	1	木 下 フ サ エ	104	桃添下2
	2	原 て ぶ	101	馬場7
	3	秦 ケ サ ヨ	100	伊久間13
	4	澤 村 ナ 里	100	高木荘
	5	有 賀 喜 満 家	99	高木荘
男 性	1	城 下 利 明	98	五反田5
	2	原 秋 美	96	両平下1
	3	木 下 清 信	96	富田7-2
	4	松 澤 清 信	95	田中3
	5	木 下 富 夫	95	富田8-1

九月十七日(月)は敬老の日でした。
 喬木村の最高齢者は加々須・桃添の木下フサエさんで一〇四歳になりました。今年度、八十八歳の米寿を迎えられる方は三十九人(昨年二十七人)、八十九歳以上となられる方は一八八人(昨年二〇〇

ご長寿お祝いの申し上げます

人いらつしやいます。村では敬老の日に、八十八歳(米寿)の方と九十九歳以上の方にお祝いをお届けしました。長い間、社会や村のためにご尽力いただいたことに感謝するとともに、これからも健康で末永く暮らしていただきたいと思います。

村の人口	6,768人(-9)
男	3,283人(-6)
女	3,485人(-3)
世帯数	2,043戸(±0)
(平成19年9月1日現在)	

たかぎ 広報

2007 第268号

編集 企画財政室 / 発行 喬木村役場 TEL 0265-33-2001 FAX 0265-33-3679
 印刷 龍共印刷株式会社 (飯田市上郷黒田121-1)

地域新エネルギービジョン 策定委員会発足

委員長に小池信大教授を選任



小池委員長へ委嘱状を交付しました

日本では局地的豪雨、猛暑日の増加など異常気象が多発するようになり、地球的規模では北極海の氷が減少するなど、地球温暖化が進んでいきます。この原因には二酸化炭素の増加や化石燃料の消費量と密接なつながりがあると考えられており、地球温暖化の影響は私たちの身近に迫ってきています。そのため村では、喬木村地域新エネルギービジョンを策定することになりました。

その第一回策定委員会が八月三十日開催されました。策定委員には信州大学教授で小池正雄先生を委員長に、各専門分野、立場から幅広い知見を集約できるような十名の委員を選任しました。

この委員会は村の地域概要、エネルギー使用状況、新エネルギー賦存量、アンケート調査を実施し、その資料に基づき討議を行い新エネルギー導入の基本方針を策定します。

秋の行政相談週間

10月15日(月)~21日(日)

「行政相談所」を開設します

村では毎月一回、「行政相談所」を開設します。行政相談制度は、国、県、市が行っている仕事への要望や苦情、意見などを住民の皆さんからお寄せいただき、その解決や実現を図ることを目的としています。

又、行政・心配ごと相談では行政相談に併せ、心配ごと相談、中村弁護士による無料法律相談(年三回 次回十一月)も併せて実施します。相談内容は、公害、福祉、年金、消費者保護、農地、道路、河川など、どんな苦情、要望でも結構です。相談は無料で秘密は固く守られますので、どうぞお気軽に相談してください。

次世代型情報通信基礎整備事業起工式を開催

8月23日、役場前駐車場に関係者50人が参加し起工式が行なわれました。



1	委員長	学識経験者	信州大学農学部教授(森林政策学)	小池 正雄
2		長野県	下伊那地方事務所環境課	原 一樹
3		エネルギー供給関係者	中部電力飯田営業所	山口 倫孝
4	副委員長	商工業関係者	喬木村商工会	鶴飼 和男
5		農業関係者	JAみなみ信州	串原 治延
6		林業関係者	飯伊森林組合	清水 一好
7		新エネルギーに関する団体	おひさま進歩エネルギー(有)	原 亮弘
8		教育関係者	教育委員会	奥村 茂実
9		住民代表者	環境問題の取り組み関係者	小澤 敦子
10		住民代表者	〃	大平真理子

問いかけをしました。急速な速度で進む温暖化を防止するためこのアンケート調査をきっかけに新エネルギー・省エネルギーについて家族で話し合っていたきたいと思います。

行政・心配ごと相談

- 十月(夜) 日時 平成十九年十月四日(木) 午後七時~八時三十分
- 場 所 喬木村老人福祉センター
- 相談員 塩沢行政相談員、民生児童委員
- 日時 平成十九年十一月六日(火) 午前十時~十二時
- 場 所 喬木村老人福祉センター
- 相談員 塩沢行政相談員、

中村弁護士・民生児童委員 ◎行政相談委員は、総務大臣の委嘱を受け、第三者的立場から公正な判断を行い、住民と行政のパイプ役として相談に応じ、その解決のためお手伝いをします。相談方法は、口頭、電話、手紙のいずれでも構いません。行政相談所に都合により参加できない方は、村の行政相談委員にお気軽にご相談下さい。

村の行政相談委員は、
 塩 澤 久 一 さん
 (喬木村15139-1)
 TEL 33-2417

平成十九年度喬木村総合文化祭

展示・出店・芸能披露等を希望される皆様へ

恒例の喬木村総合文化祭が開催されます。

作品展示、物品の販売、飲食物等の提供等の出店、芸能大会を開催します。

参加は、団体・個人を問いません。村内在住の方ならどなたでも参加できますので、盛大な文化祭になりますよう多くの皆さんのご参加をお願いします。お申し込みは、十月十二日までにお願いします。

総合文化祭は 11月9日(金)~11日(日)

参加のお申し込み
 申込期限 平成19年10月12日(金)
 申込先 作品展示: 喬木村教育委員会 ☎33-2002
 物産店: ふるさと振興室 ☎33-3999 (交流センター内)
 芸能大会: 喬木村教育委員会 ☎33-2002

耐震改修工事が

終了しました

五月十四日より行われておりました役場庁舎耐震工事が竣工し、八月二十日より本庁舎にて業務が行われています。村民の皆さま方には約四ヶ月に渡る工事期間中、三箇所の仮庁舎に分かれての業務とな

り大変ご迷惑をおかけしました。新しい庁舎では、企画財政室が二階に移動するなど課の配置に変更がございます。別図を参考にしてお間違いのないようお願いいたします。



正面玄関車寄に大きな庇を設置しました



1階正面ロビー全景



▶一階カウンターには税務・福祉窓口に相談コーナーを新設しました

新しくなった直通電話番号		
	TEL	FAX
代表	33-2001	33-3679
総務課	33-5120	33-3679
税務会計室	33-5121	33-3679
企画財政室	33-5129	33-4511
住民課	福祉	33-5123 33-3679
	戸籍	33-5124 33-3679
	包括支援	33-1120 33-3679
健康推進室	33-5125	33-3679
保育園	33-2507	33-4511
建設課	建設	33-5128 33-4511
	住宅林務環境	33-5126 33-4511
	上下水道	33-5122 33-4511
ふるさと振興室	農政・商工観光	33-5127 33-3665
	農村交流研修C	33-3999
議会事務局	33-3800	33-4511
教育委員会	33-2002	33-3682
	33-3684	
棕記念館図書館	33-4569	33-4599
北保育園	33-2364	33-2364
中央保育園	33-2409	33-3102
南保育園	33-3043	33-3043
喬木中学校	33-2064	33-4578
喬木第一小学校	33-2044	33-4577
喬木第二小学校	33-3004	33-4579
飯田養護学校	33-3711	33-3711
喬木村学校共同調理場	33-2565	

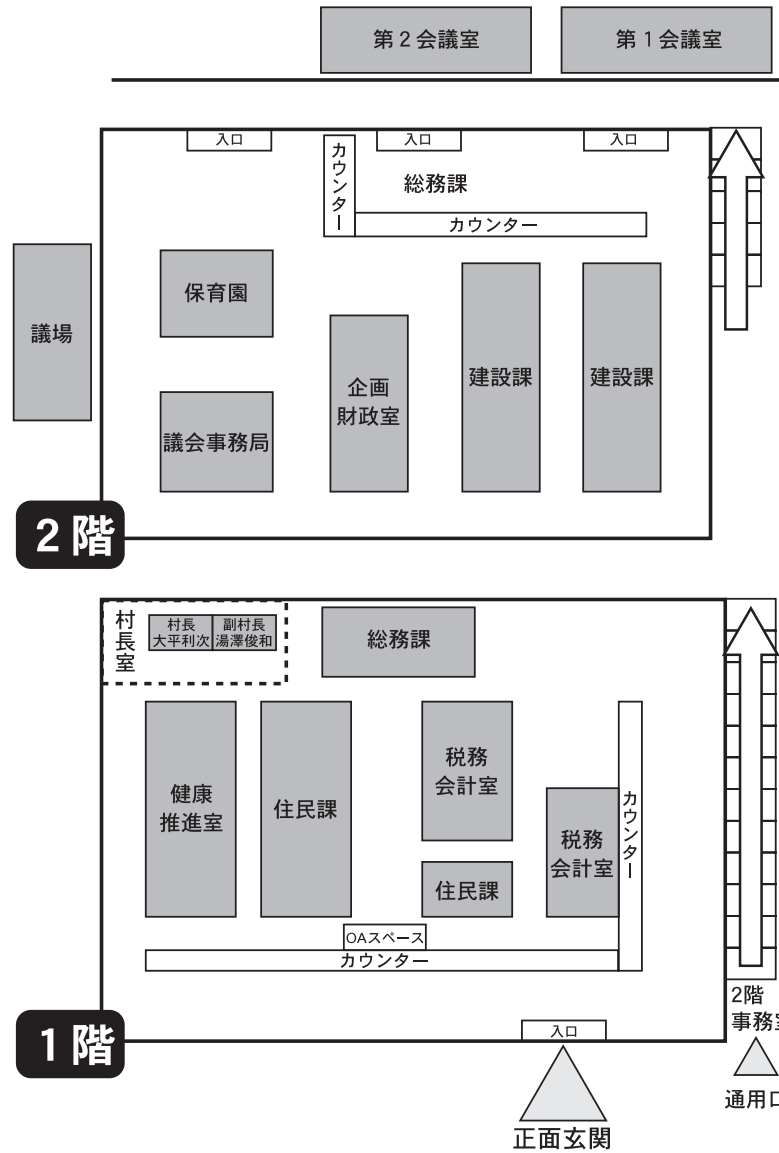
役場庁舎職員配置図

2階事務室

- 建設課
 - ・建設 ・上下水道
 - ・住宅林務環境
- 企画財政室
- 議会事務局
- 保育園
- 議場
- 第1、第2会議室

1階事務室

- 村長・副村長室
- 総務課
 - ・庶務 ・生活安全
- 住民課
 - ・戸籍 ・福祉 ・包括支援
- 税務会計室
- 健康推進室



2階議場全景 一傍聴席も整備しました



▲2階事務室も改修され企画財政室が移転しました

きれいな水を未来まで

下水道・合併処理浄化槽を使用するときに注意していただきたいことをご説明します。

下水道等が使えるからとはいえ、何でも流してしまうと下水道等の機能を十分に発揮することができなくなりま
す。みなさんの協力をお願いします。

◎台所の調理くずは、決して流さないようにしましょう

調理くずは、目の細かい「コーナー」や、「コーナー」に備えた紙袋などで受け、流さないようにしましょう。
ディスポーザー（生ごみ粉碎機）は使用しないでください。細かくして流しても、詰まりの原因となることが多
くあります。

現在の下水道処理施設は、ディスポーザーの使用を予定してつくられていないため、ディスポーザーにより粉砕
された生ごみ等を下水道に流すと、下水処理の能力を超えてしまい、下水処理場から放流される処理水の水質が悪
化して環境に悪影響を及ぼします。

調理くずは土壌に還元すると肥料になります。

米のとぎ汁は排水しないで、庭の植木にかけると肥料になります。

◎食用廃油（天ぷら油等）は流さない

フライパンや天ぷらなべ等を洗うときは廃油を別容器に移し、一度紙等でふき取ってか
ら洗いましょう。

ふき取った紙類は、ゴミとして出しましょう。

別容器にとった廃油は、新聞紙・布等に染み込ませて「燃えるごみ」として出すなど、
適切な方法で処理しましょう。



◎洗剤の使用に注意しましょう

洗剤等に含まれる「りん」や「窒素」は、プランクトンのエサとなり、排水中にこれが多く含まれるとプランク
トンが異常繁殖して水質汚濁を招くという「富栄養化」防止の立場から、洗剤は適量を守って使いましょう。
洗剤は、計量カップで量をはかって使いましょう。

目分量は、使いすぎのもとです。また、洗剤は多く使えばそれに応じて洗浄力がよくなるというものでもありま
せん。

合成洗剤に含まれる有機リンは、浄化センターでも完全に除去することができません。リンを含む洗剤は富栄養
化の原因になりやすいので、石けんや無リン洗剤を選びましょう。

◎水洗トイレにはトイレトーパー以外のものは流さないようにしましょう。

水に溶けない紙や紙おむつ、タバコやガムなどを流すと詰まりの原因になります。また、トイレ
で流れる水の量は、汚物を流すのにちょうど適量になっているため、水の量をご自分で調整しない
でください。流れる水の量が少ないと、汚物が十分に流れず、詰まったり悪臭発生の原因となること
があります。



◎危険物等は下水に捨てないで

ガソリン、シンナー、石油等揮発性の高い危険物質を流すと、下水道管内などで爆発を起こす原因になります。
また、割り箸、野菜屑、ラード、紙おむつ、生理用品、土砂、ビニール製品などは下水管を詰まらせますので絶対
に流さないようにしましょう。

◎風呂場や洗面所に髪がつかっていませんか

風呂場や洗面所の排水口に髪の毛がつかっていませんか。使ったあとは必ず取り除く習慣をつけましょう。

◎こんな物が流れてきました×××

携帯電話や便座カバー、タオルが流れてきました。処理場の機器やマンホールポンプの故障の原因になりますの
で、便器に落とした場合は必ず取り出してください。

喬木村国民健康保険にご加入の皆さんへ

国保保険証の更新について

9月末で国保保険証の有効期限が切れます。昨年までは各地をまわり古い保険証と交換して更新してきまし
たが、今年度からは**新しい保険証**を各ご家庭に送付します。

古い保険証についてはそれぞれのご家庭での破棄をお願いします。

新しい保険証は、一般用が藤色（薄紫）退職用が黄色になります。

国保の加入、脱退について

こんな時には加入の手続きを

手続きしないと…保険証がないため、医療機関等で全額を支払うことになります。

- 他の市区町村から喬木村に転入してきたとき（職場の健康保険に加入していない場合）
- 職場の健康保険等をやめたとき、又は、その保険の被扶養者でなくなったとき
- 国保に加入していて子供が生まれたとき（出産一時金が支給されます）
- 生活保護を受けなくなったとき

こんな時には脱退の手続きを

手続きしないと…保険証が2枚となり、保険料(税)を二重に支払うことになったり
支払わなくてよい保険税を支払うことになります。

- 職場の健康保険に加入したとき、被扶養者になったとき
- 喬木村から他の市区町村に転出するとき
- 国保加入者が死亡したとき
- 生活保護を受けるようになったとき



退職者医療制度の加入について

会社などを定年退職された方は国保に加入しますが、以下の条件をすべて満たしている場合は**退職者医療制
度の対象者**となります。

- 国保に加入している（又は、これから加入する）方
- 老人保健の適用を受けていない方
- 厚生年金、各種共済組合等の老齢年金や退職年金を受けられる方
- 厚生年金等の被用者年金加入期間が20年（又は、40歳以降10年）以上ある方

協力をお願いします
退職者医療では自己負担以外の医療費は、職場の健康保険等から支払われています。

加入の手続きをせずに医療機関にかかる場合、一般対象者として村国保が上記の医療費を負担することになり、
金額が増えてくれば国保税の増大へとつながる可能性があります。

国保の安定した運営のためにも、退職者医療制度の対象となる方は手続きを忘れないようにお願いします。

問い合わせ先 喬木村役場健康推進室 ☎33-5125

第2回 粗大ごみの有料収集

日時

十月七日
午前九時から十二時までの
三時間 ※小雨決行

会場

運動公園第一駐車場

業者

(有)近代化清掃
☎三五二四一二

処分したいものを、直接持
ち込み、業者に料金を払い
ます。

家庭ごみに限ります。農業
経営や事業系ごみ、産業廃
棄物は出せません。
家電五品目（テレビ、洗濯
機、冷蔵庫、冷凍庫、エ
アコン、パソコン）は出せま
せん。

※分別収集の徹底とリサイク
ルで、ごみの減量にご協力
をお願いします。

水道・下水道 工事指定店追加のお知らせ

水道と下水道工事の指定店
に次の業者が追加指定されま
したのでお知らせします。

○日幸設備株式会社
(高森町山吹六〇四番地一
☎三五五二七七)

●職員給与のモデル（常勤の一般職 高等学校卒） 19.4.1

単位：円

年齢	職名	扶養親族等	給料 (基本給)	管理職 手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	給与月額	期末勤勉手当	年 収
30	主任	なし	210,700	0	0	0	2,000	212,700	927,080	3,479,480
40	主査	妻・子2	292,400	0	25,000	0	4,100	321,500	1,425,888	5,283,888
50	課長 補佐	妻・子1 教育加算有り 自宅新築2年目	354,400	0	24,000	2,500	2,000	382,900	1,787,296	6,382,096
55	課長	妻 通勤2km未満	399,200	15,968	13,000	0	0	428,168	1,971,128	7,109,144

注 年収は、各種控除前の額であり、実際にはこの額から所得税や共済掛金(公務員の健康保険や年金にかかわる自己負担)を控除した額【手取り】が支給されます。

注 このモデルは設定年齢における標準的な勤続年数の職員モデルであり、すべての職員が設定年齢においてこのモデルの年収となっているわけではありません。

●部門別職員数の推移

喬木村定員適正化計画に基づく村の部門別職員の状況について公表します。尚、職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する派遣職員、臨時職員等非常勤職員を除いています。(教育長は含む)

各年度4月1日現在

区 分	職 員 数			対前年比		
	平17	平18	平19	平17	平18	平19
一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	2		
	総 務	10	10	10	1	
	税 務	4	4	4	△1	
	農 水	6	6	6		
	土 木	3	3	3		
	小 計	25	25	25		
	民 生	20	18	17	△1	△2
	衛 生	6	4	5		△2
小 計	26	22	22		△4	
特別行政部門	教 育	6	6	6		
	小 計	6	6	6		
公営企業等	水 道	2	2	1		△1
	下水道	1	1	1		
	その他	24	4	4	△1	△20
	小 計	27	7	6	△1	△20
合 計	84	60	59	△1	△24	

・公営企業：その他 H18特養喬木荘運営移管のため△21

●職員の研修 平成18年度

研修名	内容及び回数
時間外職員研修	庁内及び庁外講師による定期研修 全職員対象 6回
県市町村職員研修センター研修受講	一般、中堅、部課長、部門別 6回 8名
市町村アカデミー(千葉県)研修受講	専門実務・自治政策課題研修 3～8日間コース 5名参加

●職員の福利厚生

区 分	団 体 等
加入保険制度	長野県市町村職員共済組合
福 利 厚 生	長野県市町村職員互助会 喬木村職員互助会

●職員の利益の保護

・公平委員会は、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。
勤務条件に関する措置要求 平成18年度 なし 不利益処分に関する不服の申立ての状況 平成18年度 なし

給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる	懲戒その他その意に反すると不利益な処分を受けた場合に公平委員会に対して不服申立て(審査請求又は異議申立て)をすることができる。
--	---

●職員の勤務時間その他勤務条件

職員の勤務時間と休日

1週間の 勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
40時間	8:30	17:30	12:00~13:00	土・日曜日

年次有給休暇の状況 18年1月1日～12月31日

総付与日数	総使用日数	全期間 在職職員数	1人当たり 平均使用日数
2,120	300.5	53	5.7

休暇など

休暇の種類	説 明
年次有給休暇 (有給)	年20日間、繰り越しは最大で20日間
特別休暇 (有給)	選挙権の行使、結婚、出産、子の看護など特別な理由で勤務しないことが相当と認められる期間
療養休暇 (有給)	負傷または病気で、勤務しないことが認められる期間
介護休暇 (無給)	父母、子、配偶者の父母などが負傷、病気のとときや老齢で日常生活に支障がある人を介護するとき、連続する6月の期間内において必要と認められる期間
組合休暇 (無給)	職員団体の業務に従事するため、勤務しないことが相当であると認められる期間

●職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、公務効率の維持を目的に職員を処分するもので、制裁的意味はありません。懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序を維持する制裁的処分です。

区 分	種 類	内 容	該 当 者
分限処分	降任 免職	・勤務成績がよくないとき ・心身の故障のため、職務の遂行に支障があったり、これに耐えられないとき ・その他、その職に必要な適格性を欠くとき ・廃業または過員を生じたとき	なし
	休職	・心身の故障のため、長期の入院が必要なとき ・刑事事件で起訴されたとき	なし
懲戒処分	戒告 減給 停職 免職	・地方公務員法のほか、これに基づく条例、規則、規程に違反したとき ・職務上の義務に違反したり、職務を怠ったとき ・全体の奉仕者としてふさわしくない非行があったとき	なし

村職員の給与などを公表します

村では、村職員の給与等について、村民の皆さんによりいっそう理解していただくため状況を公表します。

●職員給与費の状況（一般会計予算）

区 分	職員数 (A)	給 与 費			1人当たり給与費 (B/A)
		給 与	職員手当	計 (B)	
19年度	54	215,071千円	106,083千円	321,154千円	5,947千円

(注) 1. 職員手当は扶養手当、通勤手当、時間外手当等。退職手当は含まれていません。
(注) 2. 給与費は当初予算に計上された額です。

●職員の経験年数別、学歴別平均給与月額状況 (H19.4.1現在) (百円)

区 分	学 歴	経 験 年 数			
		7年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一 般 行政職	大学卒	2,566	2,666	3,046	3,522
	高校卒	1,868	2,427	2,605	-

(注) 経験年数とは、卒業直ちに採用され引き続き勤務している場合、採用後の年数をいうものです。

●職員の初任給の状況 (※H18.4.1現在) (円)

区 分	学 歴	種 別	喬 木 村	長 野 県	国
一 般 行政職	大学卒	試 験	170,200	170,200	170,200
	高校卒	試 験	138,400	138,400	138,400

●一般行政職の級別職員数の状況 (H19.4.1現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
標準的な 職務内容	主 事 技 師	主 任	係 長 画 員 主 査	課 長 長 補 佐 主 幹	村長が 定める課長	村長が定める 複雑且つ困難 な課長	
職 員 数	4	2	14	11	3	3	37
構 成 比	10.8%	5.4%	37.8%	29.7%	8.1%	8.1%	

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

●職員手当の状況 (※H17年度支給割合)

区 分	喬 木 村		長 野 県		国		
期末手当	6月期	1.40	職制上の段階、職務の級等による 加算措置	6月期	1.40	6月期	1.40
	12月期	1.60		12月期	1.60		
計	3.00	計		3.00	計	3.00	職制上の段階、職務の級等による 加算措置
勤勉手当	6月期	0.725	有 り	6月期	0.725	6月期	
	12月期	0.725		12月期	0.725		
計	1.45	計	1.45	有 り	計	1.42	有 り
退職手当	支給率 勤続20年 勤続25年 勤続35年		自己都合 21.00月分 33.75月分 47.50月分		勤奨・定年 27.30月分 42.12月分 59.28月分		
	その他の措置 特例給料月額制度 退職前の特別昇給 特別の勤奨退職者2号俸		その他の措置 特例給料月額制度 退職前の特別昇給 原則1号俸		その他の措置 特例給料月額制度 退職前の特別昇給 原則1号俸		

●特別職の報酬等の状況

区 分	給与、報酬月額	期末手当
特 別 職	(18.4.1～) (円)	(H18年度支給割合)
	村 長 544,700 助 役 484,200	6月期 1.60 12月期 1.70 3月期 - 計 3.30
議 員	(18.4.1～) (円)	(H18年度支給割合)
	議 長 234,600 副議長 168,100 議 員 135,800	6月期 1.60 12月期 1.70 3月期 - 計 3.30

●職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (H18.4.1現在)

区 分	一般行政職	
	平均給料月額	平均年齢
喬 木 村	335,900	42.1
長 野 県	369,778	44.6
国	328,477	40.4

(注) 国の平均給料月額は事務職、現業職の平均値のため県村の値とは算定基礎が異なります。